平成２６年（フ）第４６２号
埼玉県所沢市大字下安松50番地の247　カミタマンション２―203
破産者　宮崎　大輔
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４６８号
埼玉県川越市大字今福563番地１　川越スカイハイツ217号室
破産者　清水　達夫
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３８４号
新潟市江南区砂岡３丁目１番27号、前住所新潟市江南区亀田水道町５丁目６番61号
破産者　小池　久光
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０４９号
名古屋市北区志賀町３丁目29番地、従前の住所名古屋市千種区春岡１丁目12番14号
破産者　永田　泰弘（旧姓三輪）
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３８号
名古屋市天白区久方１丁目148番地　相生山団地８号棟305号室
破産者　北元　茂周
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７７９号
名古屋市南区鶴田２丁目３番15号　スペースタウン鶴田206、住民票上の住所名古屋市瑞穂区白砂町２丁目56番地の１　グリーンハイム203号
破産者　小山　三彦
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２６３号
名古屋市中川区前田西町３丁目1101番地、従前の住所愛知県海部郡蟹江町大字西之森字長瀬下65番地16　バンベール蟹江604号
破産者　山本　榮二
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５０８号
愛知県北名古屋市鹿田永塚31番地、従前の住所愛知県北名古屋市久地野北浦67番地４
破産者　白川　修路
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５２０号
名古屋市北区長喜町３丁目19番地　名北ビル202号
破産者　葉月建工こと　岩下　厚規
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５３８号
名古屋市中村区亀島２丁目18番13号、従前の住所名古屋市東区代官町１番16号　ヴェルビュ代官町501号
破産者　堀　　能雄
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５５９号
名古屋市北区八代町１丁目20番地
破産者　井上　照章
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５６３号
名古屋市中川区応仁町１丁目35番地の１　錦荘２階５号、従前の住所名古屋市熱田区幡野町13番６号
破産者　トウカイネット用品こと　伊藤　義正
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６０８号
名古屋市千種区仲田２丁目１番27号　アーバニア仲田105号
破産者　下村　知満
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６２３号
名古屋市天白区植田東１丁目307番地　トゥインクルＫ―Ａ棟101号
破産者　山本　恭士
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６６４号
愛知県あま市上萱津北ノ川59番地　パークコートＶ10Ｃ号
破産者　鬼束　敏郎
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４８２号
大阪府東大阪市喜里川町10番20号　ビレッジヒル喜里川103号
破産者　児玉　成弘
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１４号
大分県臼杵市大字市浜533番地の１　ブライトヒル双葉Ｃ102号
破産者　井手下弘樹
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７４号
大分市大字田尻1095番地の39
破産者　佐々木英夫
1　決定年月日　平成27年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係